規　則

○カジノ管理委員会規則第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　カジノ事業及びカジノ事業者
　第一節　カジノ事業の免許等
　　第一款　カジノ事業の免許（第八条―第三十一条）
　　第二款　議決権等の保有者（第三十二条―第三十六条）
　第二節　カジノ事業者が行う業務
　　第一款　総則（第三十七条―第四十二条）
　　第二款　依存の防止のための措置及び入場規制等（第四十三条―第五十五条）
　　第三款　カジノ行為業務（第五十六条―第六十二条）
　　第四款　特定金融業務（第六十三条―第九十条）
　　第五款　カジノ行為区画内関連業務（第九十一条・第九十二条）
　　第六款　カジノ事業者が行う業務に係る契約（第九十三条―第百条）
　　第七款　犯罪による収益の移転防止のための措置（第百一条―第百四条）
　　第八款　カジノ事業に関するその他の措置（第百五条―第百十四条）
　第三節　カジノ事業の従業者（第百十五条―第百二十三条）
第三章　カジノ施設供用事業（第百二十四条―第百五十条）
第四章　認可施設土地権利者（第百五十一条―第百五十四条）
第五章　カジノ関連機器等製造業等
　第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等（第百五十五条―第百七十四条）
　第二節　型式検定等（第百七十五条―第百八十八条）
　第三節　特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者の確認等（第百八十九条）
　第四節　指定試験機関（第百九十条―第二百二条）
第六章　入場料及び認定都道府県等入場料（第二百三条―第二百六条）
第七章　国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第二百七条―第二百十条）
第八章　雑則（第二百十一条―第二百十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、カジノ事業の監督その他のカジノ管理委員会の所掌に係る特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「令」とは、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（カジノ行為の種類及び方法）

第三条　法第二条第七項のカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為の種類は次に掲げるものとし、その方法は別表第一のとおりとする。

一　バカラ（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラー（カジノ事業者の従業者のうちカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務に従事する者であって、カジノ行為を行うテーブルにおいてカジノ行為を進行するものをいう。以下同じ。）によりプレイヤー側とバンカー側に配布されたトランプ（二から十までの数字のいずれか又はA、J、Q若しくはKの文字及びスート（ダイヤ、スペード、クラブ又はハートの記号をいう。以下同じ。）が表示された面を表面とするカードをいう。以下同じ。）の点数を合計した点数の下一桁の数字について、いずれかの側が大きいこと又は双方の側が同じであることを予想して賭けることを基本とするものをいう。）

二　トゥエンティワン（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布されたトランプの点数を合計した点数が、二十一点を超えない範囲で、ディーラーに配布されたトランプの点数を合計した点数よりも大きいことに対して賭けることを基本とするものであって、ブラックジャック、ブラックジャックスイッチ又はポンツーンの方法により行うものをいう。）

三　ポーカー（カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客、ディーラーその他の対象又はテーブルに配布されたトランプの組合せについて、別表第一の第三の3の二又は5四のロに規定する手役の強さによって賭けの勝敗を決定することを基本とするものであって、カリビアンスタッドポーカー、スリーカードポーカー、テキサスホールデムボーナス、ミシシッピスタッドポーカー、レットイットライド、オマハポーカー、テキサスホールデムポーカー又はポーカートーナメントの方法により行うものをいう。）

四　カジノウォー（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布された一枚のトランプが、ディーラーに配布された一枚のトランプより強いことに対して賭けることを基本とするものをいう。）

五　クラップス（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、転がした二個のさいころの出目の合計が、それより前に転がされた二個のさいころの出目の合計と一致すること又は七となることを予想して賭けることを基本とするものをいう。）

六　シックボー（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、転がした三個のさいころの出目又はその合計若しくは組合せを予想して賭けるものをいう。）

七　ルーレット（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ルーレットホイールのシリンダーにあるボールポケットのうちルーレットボールが収まるものに対応する数字を予想して賭けるものであって、シングルゼロルーレット又はダブルゼロルーレットの方法により行うものをいう。）

八　マネーホイール（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、マネーホイール用ホイールの回転する円盤にあるシンボル（賭けの対象を表す意匠をいう。以下この号、第七条第二項の表九の項及び別表第一の第八において同じ。）が表示された区画のうちクラッパー（マネーホイール用ホイールの上部に固定され、円盤の回転を止めるとともに、当たりのシンボルを示すものをいう。第七条第二項の表九の項及び別表第一の第八において同じ。）が示すシンボルが表示された区画に対応するシンボルを予想して賭けるものをいう。）

九　パイゴウ（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布された四枚のパイゴウタイルを二枚ずつ二組に分けて形成した強い側の二枚の組合せ及び弱い側の二枚の組合せが、ディーラーに配布された四枚のパイゴウタイルを二枚ずつ二組に分けて形成した強い側の二枚の組合せ及び弱い側の二枚の組合せよりもそれぞれ強いことに対して賭けることを基本とするものをいう。）

十　電子ゲーム（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、乱数発生装置により発生した乱数（以下単に「乱数」という。）を用いて賭けの勝敗を決定するもの（前各号に掲げる種類のカジノ行為の方法に従って行うものを除く。）をいう。）